

小野市「脱炭素先行地域」に係るパートナー事業者選定
公募型プロポーザル実施要領

1. 目 的

国は、2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向け、令和3年6月に地域脱炭素ロードマップを策定し、その中で、2030年度までに全国で少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくることとし、自治体と事業者との共同事業により、地域特性を最大限に活用することで、地域の課題を解決し、地方創生に貢献する先行的な取り組みを推進することとしている。

本市においても2050年のカーボンニュートラルを推進するため、地球温暖化対策推進法に基づき令和4年度末に策定した、小野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により、地球温暖化対策としての様々な施策や事業を実施しているところである。

今後より一層の先進的な取り組みを実施するため、本市の地域特性を最大限に活用し、全国を代表する脱炭素事業モデルとしての「脱炭素先行地域」の選定を目指しているところである。

このことから、脱炭素先行地域への応募を行うにあたり、共同提案者として、本市の事業趣旨及び事業フレーム（別紙1）に基づき、本市と連携し計画提案書の作成を行うとともに、脱炭素先行地域の選定後における事業の実施に取り組むパートナー事業者を選定するものである。

2. 募集するパートナー事業者

募集するパートナー事業者は下記のとおりとする。

- (1) 脱炭素先行地域の制度及び過去の選定結果等を熟知し、本市の事業趣旨や事業フレーム（別紙1）に基づき、脱炭素先行地域の共同提案者として事業計画の策定及び、脱炭素先行地域選定後の事業の実施に本市とともに取り組む事業者とする。
- (2) 事業者の業種（創エネ・送配電・需要家・金融・コンサルティング・公共交通など）は問わない。
- (3) 複数事業者による共同での応募も可とする。

※脱炭素先行地域の事業計画の策定及び申請にあたり、落選した事業者又は応募がなかった事業者と協議等を行う場合がある。

3. 業務内容

パートナー事業者を求める業務は下記のとおりとする。

- (1) 本市の事業趣旨に基づく、脱炭素先行地域への応募に係る事業内容や施策の検討、計画提案書の作成
- (2) 各種会議や市民説明会等の運営等の支援
- (3) 脱炭素先行地域の選定後の事業の共同実施

4. 費用負担

上記3.(1)及び3.(2)にかかる費用及び本市への提出書類作成にかかる費用は事業者の負担とする。

また、上記3.(3)における脱炭素先行地域への選定後の事業の実施は、事業内容や体制に応じて、国からの交付金の交付に基づき、本市の補助金の交付等を想定している。

なお、協定期間内に脱炭素先行地域の応募ができなかった場合又は、脱炭素先行地域の選定がないことにより財源が確保できないなどの場合は、補助金の交付等はないものとする。この場合において、事業者はそれまでに要した費用を本市に請求することはできない。

5. 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加者の資格制限に該当しない者であること。
- (2) 公募型プロポーザル実施要領公示の日から協定締結までの間において、指名停止の措置を小野市から受けている者でないこと。また、受けることが明らかである者でないこと。
- (3) 市税、法人税（個人にあつては所得税）、消費税及び地方消費税に未納がない者であること（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続き開始の申し立て（旧会社更生法（昭和27年法律172号）に基づくものを含む。）または、民事再生法（平成11年法律第225号）に、基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者。ただし、開始決定後、再審査による国の認定を受けたものは除く。

(5) 次に掲げる項目に該当しない者

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号 以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ウ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者。
- エ 役員等（本プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人。
- オ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人。

(6) 提案内容が法令の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。

6. 選定方法

競争性、公平性、透明性を確保するとともに、本事業を進めるにあたり、能力や資質に優れた相手と連携し事業を推進するため、課題認識、実施体制、計画策定支援の実績等により総合的に判断するため公募型プロポーザル方式を採用する。

なお、公募型プロポーザル方式によるパートナー事業者決定の上、事業者との協議の後、協定を締結し、業務を実施するものとする。

7. パートナー期間

協定締結から 1 年間とする。ただし、脱炭素先行地域に選定された場合はその事業期間とする。

8. 応募スケジュール

令和 5 年 6 月 9 日（金）	公募開始
令和 5 年 6 月 26 日（月）	質問受付締切
令和 5 年 7 月 3 日（月）	質問回答（予定）
令和 5 年 7 月 14 日（金）	参加申込書及び企画提案書等の提出締切
令和 5 年 7 月 下旬	プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和 5 年 8 月 上旬	選定結果通知・公表

9. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（別紙2）により電子メールで提出すること。
電子メール送信後、必ず、電話により電子メールの送達確認を行うこと。
電話等による口頭及び、来庁による書面提出による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和5年6月26日（月）午後5時00分までに必着

(3) 提出先

小野市 市民安全部 カーボンニュートラル推進グループ
電子メールアドレス：carbon@city.ono.hyogo.jp
受信確認連絡先 0794-63-1686

(4) 回答方法

質問の内容を含めた回答を令和5年7月3日（月）までに市ホームページにおいて回答する。なお、上記日程は予定とする。

(5) 留意事項

質問の内容において、質問者が特定できる内容を記載しないこと。
質問については申し込み方法、企画提案書の記載方法等に関するものとし、審査（評価）に関する質問は受け付けない。

10. 応募の手続き

(1) 提出書類

事業提案を行おうとする者は、次に掲げる書類の原本を1部提出すること。
ただし、イに掲げる書類については、原本1部、副本8部提出すること。なお、副本については会社名等を特定する記載は消しておくこと。

ア 参加申込書（原本1部）様式1

イ 企画提案書（原本1部 副本8部）別紙3参照

ウ 誓約書（原本1部）様式2

エ 会社概要（原本1部）

オ 令和5年度小野市競争入札参加資格者名簿に登録のない場合にあつては、次に掲げる書類を提出する。

- ① 法人の場合にあつては直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が小野市に存する場合に限る。））及び国税（法人税及び消費税）の納税証明書（写し可）、個人の場合にあつては直近年度の市町村税及び国税（所得税及び消費税）の納税証明書（写し可）

- ② 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写し

(2) 提出期限及び時間

- ア 持参による提出の場合 令和5年7月14日（金）午後5時まで
イ 郵送による提出の場合 書留郵便とし、令和5年7月14日（金）までに必着のこと。

(3) 提出先

〒675-1380

兵庫県小野市中島町531番地（小野市役所4階）

小野市 市民安全部 カーボンニュートラル推進グループ

電話：0794-63-1686

11. 企画提案書作成方法

様式及びページ数は問わないが、小野市企画提案書作成要項（別紙3）を参照し、作成すること。

12. 審査方法

本要領等に基づき提出された企画提案書等について、小野市職員で構成する審査委員会が審査する。

(1) 審査方法

書面及びプレゼンテーション審査により行う。

(2) プレゼンテーション予定日

令和5年7月下旬（別途、詳細日程を案内する。）

(3) 審査委員会

市職員 7人以内

(4) 会場等

審査会場は、小野市役所会議室（兵庫県小野市中島町531番地）を予定する。

詳細な実施日時は、企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

出席者は3名以内とし、あらかじめ提出した企画提案書をもとに説明するものとする。

新たな説明資料の配布は認めないが、プレゼンテーションソフト等による

スクリーン投影による説明は認める。

スクリーン投影を希望する参加者は、プロジェクターとスクリーンは本市で用意する。パソコンは参加者で用意すること。

(5) 審査時間配分

入室準備	3分以内
プレゼン	20分以内
質疑応答	10分以内
片付退室	3分以内

(6) 審査基準

別表1の審査項目及び評価基準により審査を実施する。

事業者の選定については、業種等を考慮し、平均点数が最も高く、かつ平均点数が最低基準点より高い事業者を候補者とする。なお、最低基準点は120点とし、すべての応募者が最低基準点に満たない場合は該当者なしとする。

(7) その他

ア プレゼンテーションにおいて、会社名がわかる口頭での説明や、画面上での会社名等の記載は行わないこと。

イ 応募者が多数の場合（概ね5者以上）は、別表2の評価基準に基づき、一次書類選考を行う場合がある。

ウ プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明を行うこと。

エ 審査の対象事業者は、上記5の要件を満たし、かつ、10.(2)の提出期限までに提出書類を提出した事業者であって、本市が応募資格を確認したものに限る。応募者全てに対して、別途「応募資格審査結果通知書」により通知する。

13. 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての応募者に文書にて通知する。

(2) 通知予定日

令和5年8月上旬

14. 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこの手続における審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1者（複数事業者の共同での応募の場合は複数事業者を1者とする）につき1提案とする。

15. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本件募集の手続を実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本件募集の手続に要した費用を小野市に請求することはできない。

(3) 辞退の場合

企画提案書等の提出後、都合により辞退することになった場合は、速やかにその旨を記載した書面（様式3）を担当部署宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 応募資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

- (5) 提案者は、本件募集に係る手続後において、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本市が提供する資料は、このプロポーザルに係る検討以外で使用してはならない。

16. 問い合わせ先（担当部署）

〒675-1380

兵庫県小野市中島町531番地

小野市 市民安全部 カーボンニュートラル推進グループ

電 話 0794-63-1686

F A X 0794-62-9040

電子メール carbon@city.ono.hyogo.jp

(別表1) 審査の評価基準

審査項目		評価基準	採点
(1) 基本事項評価(書類審査)	①事業スキーム及び制度の理解度及び知識	<ul style="list-style-type: none"> 本市の事業スキームの目的、内容を的確に理解しているか。 環境省「脱炭素先行地域」の趣旨・制度内容、これまでの選定結果等について、十分な知識と考え方を有しているか。 	20点
	②企画提案書の内容と構成	<ul style="list-style-type: none"> 提案書は分かりやすい表現で体系的に整理されているか。 有効な検討内容かつ納得できる思考の流れとなっているか。 	
(2) 基本事項評価(プレゼンテーション)	①プレゼンテーション能力	<ul style="list-style-type: none"> 発表や質問に対する回答は、要点を押さえたわかりやすいものであるか。 	10点
(3) 実施体制・能力	①人員体制及び実施能力	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に必要な人員体制及び実施能力等が確保されているか。 	20点
(4) 提案内容評価	①提案内容の優位性、主体性、独自性	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容は、提案者の強みを活かし、独自性があり、かつ、実現可能性が高いものであるか。 	100点
	②脱炭素先行地域における脱炭素化への寄与	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容は脱炭素先行地域におけるカーボンニュートラルの達成に寄与するか。 	
	③提案者の役割の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 提案者の役割が明確になっているか。 提案者と他の事業者との連携した取り組みを提案している場合、提案者と他の事業者との役割分担が明確になっているか。 提案者と市との役割分担が明確となっているか。 	
	④地方創生への貢献と持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> 本市の地域特性や地域課題を十分理解した上で、本市の魅力と質を向上させる提案になっているか。 持続可能性の高い提案内容となっ 	

		ているか。	
	⑤共同申請	<ul style="list-style-type: none"> ・国への脱炭素先行地域に共同申請するに足る提案内容であるか。 ・提案者が主体的に取り組む内容となっているか。 	
(5) 加 点 評 価	①実績、提案内容の熟度、提案者の取組事例等	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の地域特性を活かした、全国を代表するモデル性、先駆性、発信性の高い提案となっているか。 ・熟度の高い提案内容となっているか。 ・過去又は現在において、脱炭素先行地域などにおける実績や経験があるか。 ・提案者において脱炭素化への取り組み事例（企業方針など）があるか。 ・その他評価すべき内容があるか。 	50点

(別表2) 一次書類選考の評価基準

審査項目		評価基準	採点
(1) 基本 事項評 価（書類 審査）	①事業スキーム及び制度の理解度及び知識	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の事業スキームの目的、内容を的確に理解しているか。 ・環境省「脱炭素先行地域」の趣旨・制度内容、これまでの選定結果等について、十分な知識と考え方を有しているか。 	30点
	②企画提案書の内容と構成	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書は分かりやすい表現で体系的に整理されているか。 ・有効な検討内容かつ納得できる思考の流れとなっているか。 	10点
(3) 実 施 体制・能 力	①人員体制及び実施能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に必要な人員体制及び実施能力等が確保されているか。 	20点

(4) 提案 内容評価	① 提案内容の優位性、主体性、独自性	・ 提案内容は、提案者の強みを活かし、独自性があり、かつ、実現可能性が高いものであるか。	30点
	② 脱炭素先行地域における脱炭素化への寄与	・ 提案内容は脱炭素先行地域におけるカーボンニュートラルの達成に寄与するか。	10点